

法務省大臣官房施設課

「施設を造る 未来を創る」

施設課とは？

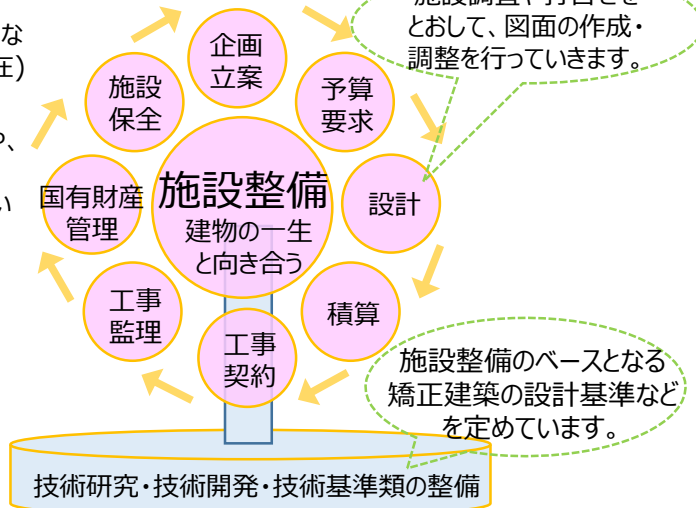
法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、出入国及び外国人の在留の公正な管理など、みなさんが安心・安全に生活していく上で欠かせない様々な業務を行っています。私たち施設課は、このような法務省の業務全般が円滑に遂行されるよう、その「場」となる建物(*1)を最適な状態にすべく、長年培ってきた技術力、創造力を結集して施設整備(*2)を行っています。**法務省内の施設である刑務所や拘置所などの矯正建築については、そのノウハウを有する国内唯一の機関です。**施設調査や打合せをとおして、図面の作成・調整を行っています。

*1 法務省施設は、刑務所、検察庁、法務局など、全国に786施設（令和5年4月1日現在）あります。

*2 老朽化した施設を建て替えるための設計や、建物を安全に維持し続けるための施設保全に関する業務を施設課内で一貫して行っています。（右図）



職場の様子（設計部門）



職員数 技術系約70名（電気等、機械、建築）
ほか事務系（法務省内部組織からの出向者）

採用後

- ◆ **勤務地** 東京都千代田区霞が関に所在する法務省大臣官房施設課が主な勤務地となります。本人の意思を尊重の上、地方にある法務省施設（刑務所・検察庁等）などに2～3年の転勤も行っていきます。
- ◆ **研修** 若手職員実務研修、短期外部研修など、技術力向上のため研修体制が充実しています。
- ◆ **昇進** 係員→施設設計官（係長級）→施設企画官（課長補佐級）

先輩職員からのメッセージ「日本全国の法務省施設の管理を行う仕事」

矯正建築という特殊な建物の設計から工事監理、施設保全まで、幅広く施設整備に携わることができる点に惹かれて法務省の施設課へ入省を決めました。私が担当している業務は、法務省施設を適切な状態でより長く使うために、全国の法務省施設で施設管理を担当している職員に対して保全説明会を開催し、発生しやすい施設の不具合や、それらを早期に発見するための点検方法の実地指導などを行っています。法務省施設は全国各地に設置されているため、保全説明会や施設調査のために全国へ出張する機会が多いことや、施設保全の場合では海が近い地域や雪が多い地域など、地域によって発生しやすい不具合が異なるため、その特性も加味した対応策の説明が必要とされていることもあり、日本全国の法務省施設の管理を行っていることを実感します。

R4.4採用 一般大卒（建築区分） 施設課企画係 若手職員 Tさん



保全説明会の様子

お問合せ先

法務省大臣官房施設課庶務係
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
03-3592-5411（直通）

詳しくは



法務省 施設課

検索

https://www.moj.go.jp/shisetsu/shomu/shisetsu02_00017.html

